

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

藤井寺市長 あて

(甲)請負者 所在地 (譲渡人)商号又は名称 代表者職氏名 実印

(乙)譲受人 所在地 商号又は名称 代表者職氏名 実印

(担当者) 職・氏名 TEL

請負者(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、平成20年10月17日付け国総建第197条、国総建整第154条通達に規定された「地域建設業経営強化融資制度」(以下「経営強化融資制度」という。)を利用するために、甲乙間で締結した 年 月 日付けの債権譲渡契約証書に基づき、甲が貴殿に対して有する下記の工事請負代金債権を下記の内容により甲から乙に譲渡することにつき、建設工事請負契約書第5条第1項ただし書きに規定する承諾をいただきますよう依頼します。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、工事請負契約書第44条に規定する「かし担保責任」は、当然のことながら甲に留保されていることを申し添えます。

記

1 譲渡対象債権

譲渡される甲の請負代金債権は、本件請負工事が完成した場合において、本件工事請負契約書第31条第2項の検査に合格し引渡した出来高部分に相応する請負代金額から既に支払いを受けた前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額の全額とします。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第50条第1項の出来高部分の検査に合格し引渡した出来高部分の相応する請負代金額から既に支払いを受けた前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額の全額とします。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、(5)及び(8)の金額は変更契約後の金額とします。

(1)工事名

(2)契約締結日 年 月 日

(3)工事場所

(4)工期 年 月 日から 年 月 日まで

(5)請負代金額 金 円(ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による)

(6)支払済前払金額 金 円

(7)支払済部分払額 金 円

(8)債権譲渡額 金 円〔 年 月 日現在見込額〕

((8) = (5) - (6) - (7))(ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による)

- 2 上記譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有するそれ以外の債権を担保するものではありません。  
また上記工事の請負代金債権については、譲渡、差押、質権の設定その他の権利の移動又は設定等がなされていないことを念のため申し添えます。
- 3 甲及び乙は、債権譲渡について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害する行為は行いません。
- 4 甲倒産時の下請負人等の保護に関しては、甲及び乙が責任を持って行い、貴殿には一切ご迷惑をおかけいたしません。
- 5 乙においては、国土交通省通達及び経営強化融資制度に関する諸規定に従い、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するものとします。
- 6 経営強化融資制度の手続に関し必要な出来高確認は乙が行います。なお、乙は、本件工事請負契約に基づき貴殿が行う出来高査定結果については、一切意義申し立てません。
- 7 本件債権譲渡の承諾を得た後は、本件工事の部分払金及び請負代金の請求は、乙が行い、甲は一切の請求を行いません。
- 8 上記のほか、甲及び乙は、経営強化融資制度に関する国土交通省通達等及び経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾に関する事務取扱要領並びに本件工事請負契約書等を遵守します。
- 9 本件に関する連絡先及び担当者
  - (1)所属
  - (2)電話番号
  - (3)職氏名

債 権 譲 渡 承 諾 書

第 号  
年 月 日

甲 御中  
乙 御中

上記の「経営強化融資制度」に係る工事請負代金債権の譲渡承認依頼については、工事完成引渡債務不履行等工事請負契約に基づく工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事請負契約書第5条第1項ただし書きの規定により承諾します。

なお、建設工事請負契約書第44条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

記

- 1 甲及び乙は、上記債権譲渡承諾依頼書記載の事項を遵守すること。
- 2 追記（承諾時に相殺する賠償金等があった場合）

発注者 藤井寺市  
藤井寺市長 印

確定日付印欄 年 月 日